資　料　３

「地域医療構想調整会議」の設置（案）

■　西胆振区域においては、地域医療構想の策定にあたって協議した「西胆振保健医療福祉圏域連携推進会議」が医療法第３０条の１４に定める「地域医療構想調整会議」へと移行する予定です。

地域医療構想策定まで

「検討の場」

関係者の意見を構想に反映

○　西胆振区域における医療提供体制等について共通認識のうえ、「将来のあるべき姿」について検討

・病床機能報告等による現状把握
・構想において定める圏域の医療需要、必要病床数等に関する情報共有
・医療機関が担うべき病床機能等

○　西胆振区域における課題の抽出、課題の解決に向けて必要となる施策等に関する検討

→ 検討内容を構想に反映

地域医療構想策定以降

「協議の場」

（医療法に定める
地域医療構想調整会議）

◆　地域医療構想策定後は、医療法（第３０条の１４）に定める「協議の場」（地域医療構想調整会議）へと移行。

◆　地域医療構想において定める「将来のあるべき姿」の実現に向けて、継続性を持って取り組みを進めていく　必要

西胆振保健医療福祉圏域連携推進会議委員を含め、引き続き、西胆振構想区域の医療関係者による取り組みが必要

→ 構想実現にむけた取り組み

「西胆振区域地域医療構想調整会議」の設置（案）

１　概要

構想区域において、関係者との連携を図りつつ、将来の病床数の必要量を達成するための方策その他地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うため、医療法第３０条の１４第１項に定める「協議の場」として、西胆振区域地域医療構想調整会議を設置する。

２　地域医療構想調整会議の設置・運営

項　目	概　　要
主な協議事項	（１）地域医療構想の策定及び実現に関する事項 （２）病床機能報告制度による情報等の共有に関する事項 （３）地域医療介護総合確保基金の北海道計画に盛り込む事業に関する事項 （４）その他の地域医療構想の達成の推進に関する事項
委員	（１）西胆振保健医療福祉圏域連携推進会議の構成員をもって充てる （２）会長及び副会長を置き、委員の互選により定める （３）必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
会議	（１）定例開催 ・病床機能報告制度による情報等の共有 ・地域医療構想の進捗状況の検証、各種施策の取組み状況の評価等 ・地域医療介護総合確保基金の活用の検討 （２）随時開催 ・必要があると認めたときは、特定の事項（地域医療構想の達成の推進に関して協議すべき事項）について、関係ある委員のみで開催。 （３）必要に応じ、部会やワーキンググループを置くことができる （４）原則公開とする。ただし、患者情報や医療機関の経営等に関する情報を扱う場合等は非公開とすることができる。